

複写に関するガイドライン（案）抜粋

著作権法第31条関係

著作権法第31条図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製を提供する場合

a 第1号関係

「発行後相当期間」 次号が出されるまで（発行後3か月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後）とする。

「くりかえし」 同一の著作物を対象とする同一利用者の請求は6か月に1回限り

b 第2号関係

「必要がある場合」
イ．稀覯本のコピー作成（1部のみ）
ロ．欠損ページの補充
ハ．破損・汚損が著しい資料の複製作成（1部のみ）

c 第3号関係

「その他」 出版者からバックナンバーとしても入手不可能な定期刊行物

著作権法第31条に該当しない複写

政令で定められた以外の図書館等で行う複写

図書館等の施設外で行う委託複写

コイン式複写機器等による複写

ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

- (1) 使用するコイン式複写機は、図書館等の管理の下にあるものであること
- (2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと
- (3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと
- (4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか、否を厳格に審査すること

図書館資料でない（他から持ち込まれたあるいは借り受けた）出版物の複写

来館者以外の者に提供する複写（ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接

の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。)
利用者の観賞用・娯楽用（特に美術・写真等）および営利目的のための複写
営利性をもって提供する複写
未公表著作物の複写

以 上